

北小岩一丁目東部地区

No.34

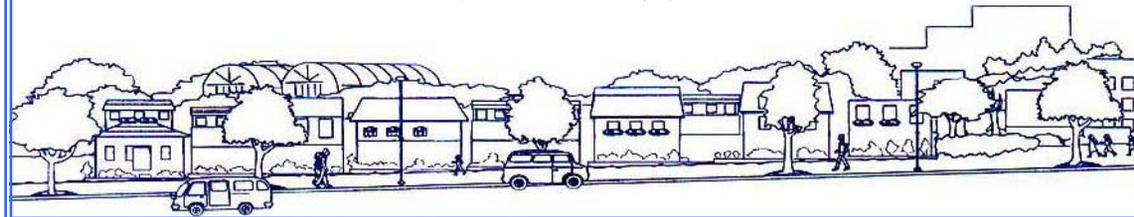
2009/3/30

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735



ご希望の方に補償金の算定をいたします

日ごろより区政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

まちづくりニュースNo.33(3月13日発行)とまちづくり懇談会(3月22日開催)でお伝えしましたが、移転補償概算額を希望される方を対象に、建物等の補償算定調査を下記のとおり行います。

皆さまの将来の生活設計に係わる重要な調査になると思いますので、18班地区に建物等を所有している皆さま、是非、お申し込みいただきたくお願い申し上げます。

お申込について

申込期限 随時お受けいたしますが、恐れ入りますが手続きの関係上、**4月10日(金)**までにお申し込みいただければ幸いです。

申込方法 申込書(3/22懇談会で配付)をご提出いただくか、お電話でお申し込みください。

①申込書をご提出いただく場合

4月1日から10日(土日除く)まで、まちづくり事務所(旧日建ビル)に職員がおりますので、そちらにご提出をお願いします。

※時間：午後1時30分～午後8時30分

申込書の提出だけでなく、ご不安なこと、お話ししたいこと等ございましたら、個別にご相談させていただきますので、是非、まちづくり事務所にお越しく下さい。

②お電話でのお申し込みの場合

下記にご連絡をお願いします。

電話5662-6735(平日午前8時30分～午後5時15分)

裏面に続きます

建物調査（補償算定調査）概要

- ・対象者：北小岩一丁目東部地区の建物等の権利者で希望される方
- ・調査内容：建物等の配置・間取り・構造・仕上げ・建具・建築設備、工作物（塀・エアコン等）、樹木等の図面の作成、状況写真撮影、権利関係等の聞き取り調査
- ・調査方法：調査専門会社 3名程度、区担当者 3名程度
- ・調査時間：一般的な住宅 4時間（半日）程度
- ・概算額提示時期：調査から6ヶ月後位を目安に順次提示

スケジュール

皆様の調査を早期に行うため、期限を設けさせていただいています。
なお、その後も希望は随時受け付けていますので、是非お申し込み下さい。

- 4月10日（金）まで 申込期限
- 5月～8月 調査開始（日程調整のうえ、実際に建物の中に入らせていただきます。）
（内容：図面作成調査、状況写真撮影、聞きとり調査）
- 調査から6ヶ月後位 準備でき次第、順次概算額提示

お願い

- アパートや貸家など、建物を他の方に貸している方については、借家人の方に調査の旨のお話をお願いします。（建物内に入らせていただくため）
- 建物図面があれば大変助かります。
- 今回の調査はあくまでも18班地区に戻ってくることを前提とした調査です。先行買収を希望される方につきましては、個別にお話をおうかがいいたします。

たくさんの方のお申し込みをお待ちしています



<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係 TEL 5662-6735

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

